

○尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年7月9日

規則第45号

改正 平成30年9月28日規則第53号

(題名改称)

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（平成30年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。）第5条、第7条第2項及び第3項ただし書、第8条第3号、第12条、第17条並びに付則第4項の規定に基づき、尼崎市立生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(平30規則53・一部改正)

(利用時間等)

第2条 条例第5条の規則で定めるプラザの利用時間及び休館日は、別表のとおりとする。

(平30規則53・追加)

(利用許可の手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により利用許可を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、利用しようとする日（以下「利用希望日」という。）の3月前（ホール（尼崎市立中央北生涯学習プラザの大ホール及び小ホールを含む。以下同じ。）及びホールと併せて利用する学習室その他の部屋で控室その他これに類する用途に供するもの（以下「付随利用控室等」という。）にあっては、6月前）の日の属する月の初日から当該利用希望日までに、利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的としてプラザを利用しようとする利用希望者は、利用希望日の2月前（ホール及び付随利用控室等にあっては、5月前）の日の属する月の初日から当該利用希望日までに、利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、利用許可をしたときは、当該利用許可を申請した者に利用許可書を交付するものとする。

(平30規則53・追加)

(利用の予約の手続等)

第4条 利用希望者は、市長が別に定めるところにより、前条第1項又は第2項の規定による申請を行う前に、市長の承認を受けて、当該申請に係るプラザの利用の予約をすることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「予約承認」という。）をしないことができる。

- (1) 利用希望者が偽りその他不正の手段により当該予約承認以外の予約承認を受けたとき。
- (2) 利用希望者が偽りその他不正の手段により当該予約承認に係る利用許可以外の利用許可（以下「他の利用許可」という。）を受けたとき。
- (3) 利用希望者が他の利用許可の条件に違反してプラザを利用したとき。
- (4) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく他の利用希望者によるプラザの利用を妨げたとき。
- (6) その他市長がプラザの管理上支障があると認めるとき。

3 予約承認を受けている者（以下「利用予約者」という。）は、当該予約承認に係るプラザの利用について利用許可を他の者に優先して受けることができる。

（平30規則53・追加）

（予約承認の取消し等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、予約承認を取り消すことができる。

- (1) 利用予約者が偽りその他不正の手段により予約承認を受けたとき。
- (2) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (3) その他市長がプラザの管理上支障があると認めるとき。

2 利用予約者からその予約承認に係るプラザの利用をやめる旨の申出があったときは、当該予約承認が取り消されたものとみなす。

3 市は、第1項の規定による予約承認の取消しを受けた者が、当該取消しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

（平30規則53・追加）

（利用期間）

第6条 プラザの利用期間は、同一施設につき、引き続き6日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平30規則53・追加）

（使用料の減免）

第7条 条例第7条第2項の規則で定める特別の理由は、災害その他特別の事情により市長が特に減免の必要があると認めるときとする。

2 使用料の減免額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。

- (1) 利用者が設置目的に適合した活動を行うためにプラザを利用するとき 所定の使用料の10分の5に相当する額
- (2) 前項に規定する理由に該当するとき 市長が別に定める額

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（平30規則53・追加）

（使用料の還付）

第8条 条例第7条第3項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰することのできない理由によりプラザを利用することができなくなったとき。
 - (2) 利用者がその利用許可によりプラザの利用を開始することができる時刻までに当該利用許可に係るプラザの利用をやめる旨を申し出たとき。
- 2 使用料の還付額は、既納の使用料の全額とする。
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(平30規則53・追加)

(禁止行為)

第9条 条例第8条第3号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 利用許可を受けていないプラザの施設又は付属設備を利用すること。
- (2) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 所定の場所以外の場所において飲食すること。
- (4) 所定の場所以外の場所において、許可を受けないで喫煙その他火気の使用をすること。
- (5) 許可を受けないで壁、柱、扉等に貼り紙をし、又はくぎ類を打つこと。
- (6) 許可を受けないで物品を販売すること。
- (7) 許可を受けないで発火性又は引火性の物品その他危険物を持ち込むこと。
- (8) 廃棄物その他の物を捨て、又は放置すること。
- (9) 騒音を発すること。
- (10) 悪臭が発生する物品等を持ち込むこと。
- (11) 第7号から前号までに掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼすおそれがある行為
- (12) その他プラザの管理に支障を及ぼすおそれがある行為

(平30規則53・追加、令3規則55・一部改正)

(指定申請の公告)

第10条 市長は、条例第11条の規定によりプラザの管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第12条の規定による指定の申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平30規則53・旧第2条繰下・一部改正)

(指定申請の方法)

第11条 指定申請は、市長が別に定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第12条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人以外の団体にあつては、これに相当する者）の名簿及び履歴書
- (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 申請年度における財産目録
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（平30規則53・旧第3条線下）

（指定管理者の指定等の通知）

第12条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書によりその指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書によりその指定されなかった法人等に通知するものとする。

（平30規則53・旧第4条線下）

（協定の締結）

第13条 指定管理者は、プラザの管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第15条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）の運用に関すること。
- (3) 尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）の運用に関すること。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

（平30規則53・旧第5条線下）

（施行の細目）

第14条 この規則に定めるもののほか、プラザの運営について必要な事項は、主管局長が定める。

(平30規則53・旧第6条繰下・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(選定手続の特例)

2 条例付則第3項の規定により選定する場合においては、第10条及び第11条第1項の規定は、適用しない。

(平30規則53・一部改正)

3 条例付則第3項の規定により選定する場合においては、第11条第2項中「第12条」とあるのは「付則第4項」と、同項第3号中「法人等が指定申請」とあるのは「条例付則第4項の規定により法人等が指定管理者の指定の申請」として、同項の規定を適用する。

(平30規則53・一部改正)

(利用許可の手続の特例)

4 条例付則第6項の規定により第3条第1項又は第2項の規定の例により行う平成31年4月1日から同年6月30日までの間におけるプラザのホール及び付随利用控室等の利用に係る利用許可の手続については、同条第1項中「利用しようとする日（以下「利用希望日」という。）の3月前（ホール（尼崎市立中央北生涯学習プラザの大ホール及び小ホールを含む。以下同じ。）及びホールと併せて利用する学習室その他の部屋で控室その他これに類する用途に供するもの（以下「付随利用控室等」という。）にあつては、6月前）の日の属する月の初日から当該利用希望日」とあるのは「平成31年1月1日から利用しようとする日（以下「利用希望日」という。）」と、同条第2項中「利用希望日の2月前（ホール及び付随利用控室等にあつては、5月前）の日の属する月の初日から当該利用希望日」とあるのは「平成31年2月1日から利用希望日」とする。

(平30規則53・追加)

付 則（平成30年9月28日規則第53号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、付則に1項を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

別表

(平30規則53・追加)

名称	利用時間	休館日
尼崎市立中央北生涯学習プラザ 尼崎市立小田北生涯学習プラザ 尼崎市立大庄南生涯学習プラザ 尼崎市立立花北生涯学習プラザ 尼崎市立武庫東生涯学習プラザ	午前9時から午後9時 (日曜日にあつては、 午後5時) まで	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

尼崎市立園田西生涯学習プラザ		
尼崎市立中央南生涯学習プラザ	午前9時から午後9時 まで	月曜日及び12月29日から翌年 の1月3日まで
尼崎市立小田南生涯学習プラザ 尼崎市立立花南生涯学習プラザ 尼崎市立武庫西生涯学習プラザ 尼崎市立園田東生涯学習プラザ	午前9時から午後9時 まで	水曜日及び12月29日から翌年 の1月3日まで
尼崎市立大庄北生涯学習プラザ	午前9時から午後9時 まで	木曜日及び12月29日から翌年 の1月3日まで